

聖グレゴリオの家ハラスメント防止・対策ガイドライン

1. ハラスメント防止宣言

ハラスメントは、人権侵害であり、個人の尊厳を損なう行為です。聖グレゴリオの家にあっては、ここに関わる全ての人（信徒、生徒、講師、職員など）に平等かつ平穏な環境を享受する権利を侵害する行為です。

キリスト教の教えに基づく宗教法人として、聖グレゴリオの家では人権を侵害するハラスメントを決して容認せず、この家に関わるすべての人が個人として尊重され、勉学、教育・研究、労働及びその他の諸活動を行うことができる快適な環境を形成し、維持することを宣言します。そのために、理事長は、ハラスメントの防止と対策に関する施策全般について責任を負い、所長、事務室長などは具体的な施策や措置の実施について責任を負います。

聖グレゴリオの家は万一かかる事態が発生した場合、迅速かつ適切な措置をとり、苦情を申し立てた者が報復等の不利益を被らないように、また、プライバシー保護等に万全の配慮を尽くします。

2. ガイドラインの対象及び適用範囲

このガイドラインは、聖グレゴリオの家に関わる全ての人を対象とします。

ハラスメントが聖グレゴリオの家の構成員相互間で問題になった場合は、起こった場所・時間帯（学内・外、課外活動など）を問わず適用されます。

3. ハラスメントとは？

ハラスメントとは、就学・就労上において相手方の意に反する不適切な発言又は行為等により、行為者本人が意図すると否とにかかわらず、相手方に不利益や不快感を与え、就学・就労上の環境を悪化させることをいいます。

- a) セクシュアル・ハラスメント … 相手の意に反する性的な言動
 - ・ 性的な要求や言動を受け入れることを、教育・研究や就労上の条件としたり、学業成績や人事などに反映させること（対価型）。
 - ・ 性的要求や言動によって、教育・研究や就労上の環境を悪化させること（環境型）。
- b) アカデミック・ハラスメント … 教員等の優越的地位にある者が、その立場や権限を利用し、指導等を受ける者の教育・研究環境を悪化させる不適切な言動
 - ・ 力関係を利用して、教育・研究妨害、不利益な取り扱い、中傷や嫌がらせ、精神的虐待、暴力、研究成果の搾取等、相手の意欲や教育・研究及び就労環境を阻害すること。
- c) パワー・ハラスメント … 職務上優越的地位にある者が、その立場や権限を利用し、部下や同僚の就労環境を悪化させる不適切な言動

- ・ 力関係を利用して、就労妨害、不利益な取り扱い、中傷や嫌がらせ、精神的虐待、暴力等、相手の意欲や就労環境を阻害すること。

d) その他 人権侵害と認められる言動

a)、b)、c)、d)以外でも、例えばカスタマーハラスメントなど、相手の意に反する嫌がらせなどあれば、広義にハラスメントとして捉え、厳正に対処します。

4. ハラスメントを起こさないために！

ハラスメントを起こさないためには、次のことについて十分認識する必要があります。

- (1) 聖グレゴリオの家の構成員一人ひとりが、お互いの人格を尊重しあい、お互いが大切なパートナーであるという意識を持ち、相手を性的な対象としてのみ見る意識をなくすることが大切です。
- (2) 受け止め方には個人間で差があり、ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要です。ここにハラスメントの特徴があることに注意してください。
- (3) 相手が拒否し、また嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返してはいけません。また、ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限りません。
- (4) 社会的・文化的・宗教的な価値観から、意図しない言動であってもハラスメントとして受け取られることがあるので配慮が必要です。
- (5) 聖グレゴリオの家として、定期的にハラスメント防止を促すオリエンテーションの機会を設けます。

5. ハラスメントの被害にあったら

ハラスメントは、当事者間だけの問題にとどまらず、就学・就労上の環境に悪影響を及ぼす重大な問題です。対応にあたっては、次のことに留意してください。

- (1) 行為を行っている本人は、その行為をあなたが望んでいないことに気づいていない場合があります。あなたが「不快である」と感じたら、目上の人や上級生であっても勇気を持って拒否し、相手に「自分は望んでない、不快である」ことをはっきり伝えましょう。自分がこれ以上不快な思いをしないためにも、毅然とした姿勢で臨むことが重要です。また、一人で悩んでいても問題は解決しません。できるだけ早く親しい人や信頼できる人に相談しましょう。
- (2) いつ、どこで、誰からどのようなことをされたのかについての記録(メモ)を取りましょう。被害を受けたときにその場面を目撃していた人がいたら、証人になってもらい、あなたが何をされていたかについて後で証言してもらえるよう確認をとっておくことが必要です。

- (3) ハラスメントを見聞きしたら、勇気を出して助けてあげましょう。被害が深刻にならないうちに行為者に注意したり、気がついたことがあれば被害にあった相手方に声をかけて気軽に相談に乗るように心掛けてください。

6. ハラスメントに関する相談

ハラスメントにあったときは、「恥ずかしい」、「特別視されるのではないか」、「仕返しがあるのではないか」と一人で悩んだりせず、親しい人や信頼できる人に相談するか、コンプライアンス委員会に相談してください。

相談先のメールアドレスは：firstcontact@st-gregorio.or.jp

コンプライアンス委員会ではあなたの悩みを親身になって聞き、今後取るべき方法を一緒に考え、あなたの意思決定を支援します。

あなたの名誉やプライバシーは厳守されますし、相談したことによる不利益は一切ありませんので、安心して相談してください。

2025年5月22日 聖グレゴリオの家常務理事会制定

2025年6月1日 聖グレゴリオの家理事会制定

2025年7月28日 聖グレゴリオの家常務理事会改訂

2025年8月8日 聖グレゴリオの家常務理事会改訂